

平成25年度企業年金制度改正 ブロック説明会(関東信越地区)の開催

対象先	DB年金	厚生基金	DC	退職金	その他
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他
内容					

ポイント

- 本日、関東信越地区の厚生年金基金を対象に「平成25年度企業年金制度改正ブロック説明会」が開催された。
- 配布資料 に沿って説明が行われたが、説明会開催前に厚生年金基金から寄せられた質問に対するFAQも提示された。

[配布資料\(説明資料\)](#)

[配布資料\(説明資料\)](#)

[配布資料\(FAQ\)](#)

[配布資料\(FAQ\)](#)

説明会で判明した内容(主なもの)

項目	内容(厚生労働省の現時点の考え方)	配布資料
政省令の概要提示時期	9月前半を目途に提示予定	FAQ-10
最低責任準備金精緻化	代行給付費の簡便計算(8号方式)に用いる見直し後の年齢階級別係数は、平成17年4月以降の任意月までの遡及可	FAQ-224
施行日後5年以降も存続する基金に係る平成25年度財政運営の取扱い	施行日後5年以降も存続する基金に係る財政運営については、配布資料の23頁、25頁に記載されているが、平成25年度の基準は以下の通り ・最低責任準備金×1.00 ・最低積立基準額×0.94	FAQ-276
解散計画・代行返上計画策定基金に係る施行日後5年以内の財政運営	・当該計画に基づいた財政運営ができていないかを検証 ・従来の継続基準・非継続基準に基づく財政検証は不要	FAQ-135
モニタリング強化	毎月の事業状況、母体企業の状況の内容 基金掛金の徴収・給付の状況、母体企業の財務状況等 外部監査導入・財政診断追加に係るコスト 基金負担 適用時期 検討中	FAQ- 144 148 264

項目	内容	配布資料
最低積立基準額算定に用いる利率に乗じる係数廃止	適用時期 施行日後5年以降(説明会で明言) 変更理由 最低積立基準額が存続基準となるため、全基金一律の利率の適用が必要 DBについての係数廃止は検討していない	FAQ- 146 268
給付減額時のプラスアルファ水準の下限引上げ	適用対象・時期 ・施行日後5年以降も存続する基金 施行日からの下限引上げを検討 ・解散計画・代行返上計画を策定する基金 下限引上げ対象外(1割まで給付減額可) 現状3割未満基金 3割まで引上げは不要	FAQ- 259 261
清算型基金の指定	基本的には施行日以降の財政決算報告書等を基に検討	FAQ-238
解散等に係る労働組合の同意要件	現行は加入員の1/3以上で組織する労組がある場合は当該労組の同意(労組が複数ある場合は、その3/4以上の同意)が必要だが、労組の同意要件は変更しない	FAQ-30
上乗せ支給の停止 ・特例解散申請時 ・清算型基金指定時	加算掛金徴収の停止 掛金徴収を必ず停止しなければならないわけではない(あくまで支給停止であり、給付廃止ではない) 規約変更 必要	FAQ- 73・164 232
最低責任準備金の前納	前納額の上限額 上限額 = 最低責任準備金 - 必要給付額 具体的な基準は政令で規定 前納額の確定方法 上限額の範囲内で基金規約で定める額 前納の効果 最低責任準備金算定上、前納時点で移換金等と同様の支出項目として扱われる	FAQ- 49・50 51 217
代行返上後DBの非継続基準に係る緩和措置	検討中	FAQ-108
給付減額に係る緩和措置	理由要件緩和は行わない 受給者減額時の特例一時金を選択する権利廃止は困難	FAQ- 153 154